

市民憲章の概要について

1 市民憲章の概要

市民憲章とは、市としての理念やまちづくりの方向性を明らかにし、市民一人ひとりがまちづくりに主体的にとりこんでいただくための「目標」や「行動規範」となるものです。

平成27年7月1日現在で、全国813都市（東京23区を含む）のうち、693の都市（約85%）で市民憲章が制定されています。福島県内では、13市のうち7市が制定しています。

2 市民憲章の特徴

- (1) 表現が簡潔である
- (2) 目標が肯定的である
- (3) 和語が多用されている

3 市民憲章の形式

形式としては、「前文」「本文」からなる「定型」ものが圧倒的に多く、散文詩的な「非定型」のものは数例です。

定型

前文（序文）・・・地理・歴史・誇るべき点・制定の事情・市民憲章の意義などを簡潔にまとめている。

本文（主文）・・・5箇条程度の箇条書きで、市民がめざすべきまちづくりや生活目標を述べています。また、条文の前には「一」、「1」などがつけられることが多い。

ちなみに、「本文」の第一条に用いられる形容詞で最も多いものは「美しい」で、次いで「豊か」「住みよい」「明るい」「きれい」「楽しい」などとなっています。

「本文」の文末表現では、「しましょう」とするものが最も多く、次いで「します」が続き、「しよう」、「したい」といったものや名詞で終わるものもあります。

非定型（普通の文章のような形）

【北上市民憲章】（平成4年1月5日制定）

あの高峰 鬼すむ誇り その瀬音 久遠の賛歌
この大地 燃えたついのち ここは 北上

【交野市民憲章】（昭和56年11月3日）

交野は、古くから多くの人々に愛されてきました。

私たちは、このまちの良さをいかしつつ、

さらによりよい交野を求めて、ここに市民憲章を定めます。

和（自然と・文化と・人と）

4 市民憲章のポイント

（1）市民憲章自体の意義や役割がよく理解されているか

市民憲章は、市民が自分のまちを良くするために、「自分にできる良いこと」を具体的に自覚し、それをできる範囲で気持ちよく実行しようとする姿勢を育む役割があります。

（2）基本構想や都市宣言との違いが明確に認識されているか

「基本構想」・・・議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための方針を定めたもの。

「都市宣言」・・・その時々々の社会状況を反映した特定の思想や姿勢を都市の内外に表明するもの。

「市民憲章」・・・制定後の推進運動を通して市民参加のまちづくりの総合的な根拠になり続けるもの。

（3）前文を置く意味が了解されているか

多くの市民憲章の例では、前文で、周囲の自然環境・市の地理・歴史・誇るべき点・制定の事情・市民憲章の意義などを簡明にまとめ、本文に掲げた肯定的目標につながっていきます。

（4）本文は目で読むものではなく、声に出して唱えるものであるということがはっきり意識されているか

市民憲章を声に出して唱えたりすることによって、年齢・性別・職業・立場等に関係なく、市民の誰もが「その時々々に自分ができる良いこと」を気持ちよく自覚することができます。

（5）簡潔で親しみやすく行動に結びつくイメージが喚起されるものか

表現を簡潔（抽象的な文言）にすることにより、誰にとっても分かりやすく覚えやすいものになり、市民一人一人の自由で多様な想像や解釈が可能になり、個々の実践活動につながります。

（6）地域の特色や個性が盛り込まれているか

伊達市の特徴や個性を盛り込むことにより、市民に親しみ、愛される憲章になります。

（参考：元早稲田大学客員教授 三輪真之のホームページより）